

## 構造改革特別区域計画

### 1、構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宿毛市

### 2、構造改革特別区域の名称

宿毛市濁酒特区

### 3、構造改革特別区域の範囲

宿毛市の全域

### 4、構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

宿毛市は、四国の西南端（東経 132 度 43 分、北緯 32 度 56 分）に位置し、面積は離島沖の島、鵜来島を含め 286.07 km<sup>2</sup>（平成 16 年 10 月 1 日現在）である。

（単位：km<sup>2</sup>）

総面積	田	畑	宅地	森林	原野	その他
286.07	10.50	1.99	0.48	238.27	0	34.83
100%	3.6%	0.7%	0.2%	83.3%	0%	12.2%

（資料：県土地利用面積一覧表）

#### (2) 気候

南太平洋の特色とされる亜熱帯気候で、四季を通じて温暖、豊かな自然と相まって第 1 次産業を中心に発展してきた。夏季は台風の進路にあたり被害を受けることが多い。降霜期間は 11 月上旬～2 月下旬と長く、積雪は年間 2～3 回である。

#### (3) 人口

人口の推移は、昭和 30 年の 31,773 人をピークに平成 12 年の国勢調査では 25,970 人とピーク時の 81.7%と減少していることに加え、高齢化率 23.9%と高齢化が進んでいる。

（単位：人）

	H 2	H 7（対 5 年前比）	H 1 2（対 5 年前比）
人口	25,828	25,919（0.3%）	25,970（0.2%）
世帯数	8,662	9,254（6.8%）	9,379（1.3%）

（資料：国勢調査）

#### (4) 産業

産業別就業人口は地理的、社会的条件等から、かつては第 1 次産業が中心であったが、近年農林漁業従事者の高齢化や農水産物価格の低迷等から後継者不足が深刻化するなど第 1 次産業が減少し、第 2 次、第 3 次産業従事者の増加が顕著になっている。

(参考)

産業別人口(単位：人)

	H2	H7(対5年前比)	H12(対5年前比)
第1次産業	2,695	2,201(18.8%)	1,858(15.6%)
うち農業	1,503	1,225(18.5%)	1,142(6.8%)
うち林業	145	112(22.8%)	90(19.6%)
うち漁業	1,047	864(17.5%)	626(27.5%)
第2次産業	3,367	3,799(12.8%)	3,328(12.4%)
第3次産業	6,539	6,571(0.5%)	7,021(6.8%)
総数	12,604	12,575(0.2%)	12,208(2.9%)

(資料：国勢調査)

専兼別農家数(単位：戸)

	H2	H7(対5年前比)	H12(対5年前比)
専業	326	277(15.0%)	245(11.6%)
第1種兼業	232	211(9.1%)	113(46.4%)
第2種兼業	773	647(16.3%)	443(31.5%)
総農家数	1,331	1,135(14.7%)	801(29.4%)

(資料：農業センサス)

#### (5)規制の特別措置を講じる必要性

本市の農業生産は、米作と畜産を中心として、地域の立地条件を活かした、オクラ、ブロッコリー等の露地栽培、小ネギ、ミョウガを中心とする施設野菜、文旦等の果樹が主要作物となっている。しかし、近年国内の米流通も大きく変わり、米の生産調整の強化や農産物の自由化による農業に対する先行き不安や過疎化、高齢化の進行に伴い農家数や人口も減少している。

これらの課題を解消するため、うまい米として高く評価されている「すくも米」を使用して造った濁酒を活用し、「すくも米」の消費拡大をはじめ、地産地消の推進や都市、農村の交流を促す各種施策を通じて、農村の活性化をはかることが必要である。

また農村の活性化を図ることで、今後、新たな産業の振興や田舎と都市部の交流による街づくりを目指すことが可能となる。

## 5、構造改革特別区域計画の意義

### (1) 規制の緩和を活用

高知県下で、うまい米として高い評価を得ている「すくも米」や近年水稻布マルチ直播栽培による有機米で造った「濁酒」をセールスポイントとして、「すくも米」の消費拡大を図るとともに、併せて都市部の消費者に本市の直販所(6ヶ所)や農家レストランを訪れて農産物を購入してもらい、農産物の販路拡大や地産地消を促進し、地域農業の振興及び都市部と農村部の共生、交流による農業農村の活性化を図る。

## (2) 地産地消の推進と農業の活性化

本市においても過疎化や高齢化が進行しており、農業の担い手の不足が深刻な問題となっている。地域の担い手の大半は60歳代という状況にあることから、高齢者、女性を地域の活性化への重要な担い手として位置付け、高齢者、女性が持つ豊富な知識、経験、技術を活かしながら、生きがいつくりと併せ、地産地消を推進し生活活動や、地域社会活動への参画を促進していくことが農業農村の活性化へのポイントである。そのためには直販所を育成し、地産地消を推進する事が必要であり、それらを通じて高齢者や女性が持つ経験と知恵が活かされることとなる。

また、農業を営む人が暮らしやすく、誇りをもって農業農村の良さを育ていけるよう、生産者が新鮮で安全、安心な食料を安定的に供給することで、都市部消費者との交流が生み出され、農業を中心とした産業おこしや、地域づくりを図る。

さらに農家レストラン等において、地元で取れる食材を活かした料理を提供することにより、農村住民とのふれあい、信頼感など地域農業の理解を得て、地域の活性化や農家レストランの開業など新たな産業の創造を図っていく。

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」は、県内でうまい米として高い評価を得ている「すくも米」を使用して、自家製で造った濁酒を活用し「すくも米」の消費拡大をはじめ、地産地消の推進や、都市、農村の交流を促すものであり、その他の施策と併せて農業農村の活性化を図ることを可能とする。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

地産地消とは、「地域で生産された農産物を、地域内またはできる限り近い地域で消費すること」であるが、都市部の消費者に農村部の直販所や青空市で農産物を購入してもらい、農家レストランを訪れてその土地の料理を食してもらうことも地産地消につながることから、直販所の育成、販売力の強化、農家レストラン等での地域食材の提供は、地産地消の推進に寄与する重要な施策である。

まず、直販所によって新たな販路を確保することにより、規格がそろわず市場出荷が困難であった商品や自家用野菜の余剰野菜の出荷を可能とし、農家所得の向上につながるうえ、消費者の反応を直接知ることができるため、作付け計画や出荷時の値決めを見直すといった経営感覚の向上も期待できる。

また、農家レストラン等で地域食材を提供することにより、市場に出せない農産物加工食品の出品による農産物の商品率の向上を可能とし、地元で取れた旬の農畜産物や山や川の旬の幸を食材を活かした料理の提供により、地域の気候・風土にあった農産物の生産の存続、向上が期待できる。さらに、消費者に安全・安心な地域食材を使った料理を提供することで、農村住民とのふれあい、信頼感など地域農業の理解につながり、農家レストランの開業など新たな産業の創造も期待できる。

このように、都市部住民と農村との交流を拡大することで、当市でのグリーンツーリズムの振興を図り、滞在型交流人口の拡大を実現する。

併せて今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」

により、県内ではうまい米として高い評価を得ている「すくも米」を使用して自家製で造った濁酒を活用し、「すくも米」の消費拡大を図り、地産地消の推進や都市・農村の交流を促す各種施策を通じて、農業農村の活性化を実現する。

## 7、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1)交流の可能性

本市は、足摺宇和海国立公園の中心に位置し、九州と四国西南地域を結ぶ観光の拠点でもあり、国立公園区域を核とした観光PRにより現在年間191,000人の観光客がある。今後は、これら観光資源を活用して、自家製の「濁酒」と組み合わせたイベント並びに農村体験のプログラムを計画実施することで、交流から滞在へと、より地域への経済効果が大きな交流の形態を創り出す、それに応じて農家民宿等の新規創業などグリーンツーリズムの振興により新たな産業の創出が期待できる。

(単位：人)

	現 在	平成 23 年目標
観 光 客	191,000	210,000

### (2)農業の可能性

近年の農業をとりまく厳しい状況を生産者が危機的にとらえ、自主的な改革に取り組む組織「すくも夢いっぱい会」が結成され、活動している。そこで従前にはない次代に対応した農業のスタイルを模索し、都市と農村の交流につながる新たな農業の可能性を見出していくものと期待する。

### (3)その他関連事業への波及効果

従前から地域の活性化の取組の中で、「宿毛ふるさと会」会員を募集して、宿毛の特産物である、土佐文旦、小夏、新高梨を発送する事業や、「すくもキビナゴ会」を結成して、箱にキビナゴ1.2kgと氷を詰め「ゆうパック」で年間7,500個の新鮮なキビナゴを発送する事業を行っている。

今回の申請により、特定農業者による濁酒の製造事業が可能となれば、地域の特産物が一つ増えるだけでなく、これらの事業への波及効果も期待できる。

#### 新規起業

今回の特定農業者による濁酒の製造事業により、小規模ながらも農家レストランなどの新たな起業が期待できるとともに、将来的には農家民宿などの開業も期待できる。

	現 在	H 1 8 年	H 2 3 年目標
農家レストランによる濁酒製造件数	0 件	1 件	5 件
	現 在	H 1 8 年	H 2 3 年目標

農家民宿による濁酒製造件数	0 件	0 件	2 件
米の販売量	2,435 トン	2,500 トン	2,810 トン
直販所の売上高	6,200 万円	8,400 万円	10,500 万円

## 8、特定事業の名称

7 0 7 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1)直販所の活性化(地産地消の推進)

本市に常設の直販所は6ヶ所あり、高齢者や女性が参画しやすく、また農家にとっては、新たな販路の確保、自家用野菜を出荷することにより所得の向上につながるよう、これら直販所の育成を図る。

### (2)特区内で開催されるイベントとのタイアップ

#### 笹平キャンプ場

市内より車で25分ほど上流に位置する笹平キャンプ場には、バンガローなどもあり、夏休みには県内はもちろん愛媛県や県外からも家族連れが多く訪れる。このキャンプ場も活用し、交流人口の一層の拡大を図る。

#### 咸陽島

咸陽島は潮の満ち干きによって、島への通路が現れたり消えたりすることで有名な観光地である。この付近では潮の干満の差が大きく、潮干狩りも盛んで、夏には海水浴客も多く訪れる。この観光地を活用し、都市部住民と地域住民の交流の拡大を図る。

#### だるま夕日

だるま夕日とは、11月中旬から2月下旬にかけて宿毛湾に沈む夕日がダルマ状になる現象で、この現象は、大気と海水の温度差が大きくなる冬場の冷え込みの激しい晴れた日に海面から立ち上がる水蒸気によって光が屈折してできるもので、一種の蜃気楼現象である。だるま夕日は「日本の夕日百選」にも選ばれ、大変幻想的な景観であり、これを活用した交流人口の増加を図る。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

酒類を自己の営業場において飲用を供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法7条2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しない。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）、農家民宿、旅館などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。

また、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるといふ視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。市としても無免許でも酒類の製造が可能となるような誤解が生じないよう、広報等で周知を図るとともに、新たに濁酒の製造免許を受けた者が、酒税法の規定に違反しないよう指導を行う。